

議案第85号 牧之原市教育のあり方検討委員会条例の制定について

1. 14番 大石 和央 議員

当該検討委員会は執行機関の付属機関として設置する条例であるが、その目的についてお聞きする。

1. 設置については教育環境の実現のための検討会としている。条例解説では、小学校の規模と配置の適正化及び小中学校の再編を踏まえた検討を行うとしている。どこまでの計画をまとめるのか。
2. 当該条例は来年度までの時限付き条例であるが、なぜそのようにしたのか。
3. 関連する質疑として、今後、公共施設マネジメント計画を推進するために、それぞれの分野でこのような付属機関を設置するのか。

2. 6番 藤野 守 議員

条例中の第3条2（4）では委員として「事業者」をあげている。その目的は何か。また、どのような意見を求め、期待しているのか伺う。